

# 南風原町こども計画

## 【骨子案について】

|                        |   |
|------------------------|---|
| ■ こども計画の構成案            | 1 |
| (1) 「南風原町こども計画」の構成案    | 1 |
| (2) 骨子案について（国の骨子と町の骨子） | 2 |
| (3) 計画書案について           | 3 |
| 第1章 計画策定の概要            | 3 |
| ○計画策定の背景と趣旨            | 3 |
| ○計画の位置づけ、計画の包含について     | 4 |
| ○計画の期間、策定体制            | 5 |
| 第2章 南風原町の現状と課題         | 6 |
| 第3章 第2期計画の実施状況         | 6 |
| 第4章 こども計画の基本的な方向       | 6 |
| ○計画の基本理念               | 6 |
| ○計画の基本目標               | 7 |
| ○施策の体系                 | 8 |
| 第5章 こども計画の具体的な施策       | 9 |
| 第6章 事業計画（量の見込と確保方策）    | 9 |
| 第7章 計画の推進について          | 9 |

## ■ こども計画の構成案

### (1)「南風原町こども計画」の構成案

#### 第1章 計画策定の概要

- 計画策定の背景と趣旨
- 計画の位置づけ、計画の包含について
- 計画の期間 など

#### 第2章 南風原町の現状と課題

- 児童人口の推移と推計
- 教育・保育事業や子ども・子育て支援事業等の状況
- 各種調査結果 など

#### 第3章 第2期計画の実施状況

#### 第4章 こども計画の基本的な方向

- 計画の基本理念
- 計画の基本目標
- 施策の体系

#### 第5章 こども計画の具体的な施策

- こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり
- 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- こどもの成長段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実
- 若者世代が安心して暮らせる環境づくり
- こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- 子育て家庭への支援の充実
- 困難な状況にあるこども・若者への支援

#### 第6章 事業計画（量の見込みと確保方策）

- 教育・保育事業
- 地域子ども・子育て支援事業

#### 第7章 計画の推進について

- こども施策を推進するために必要な事項

## (2) 骨子案について（国の骨子と町の骨子）

### 国の骨子

#### 1 ライフステージを通じた重要事項

- (1) こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
- (2) 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり
- (3) こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供
- (4) こどもの貧困対策
- (5) 障害児支援・医療的ケア児等への支援
- (6) 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援

#### 2 ライフステージ別の重要事項

- (1) こどもの誕生前から幼児期まで（保健医療、こどもの成長保障、遊びの充実）
- (2) 学童期・思春期（教育、居場所づくり、小児医療、いじめ・不登校者への支援等）
- (3) 青年期（高等教育、修学支援、就労支援、結婚希望者の支援、相談体制）

#### 3 子育て当事者への支援に関する重要事項

- (1) 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- (2) 地域子育て支援、家庭教育支援
- (3) 共働き・子育ての推進、男性の家事・子育てへの参画促進・拡大
- (4) ひとり親家庭への支援

#### ●こども施策を推進するために必要な事項

- ・ こども、若者の意見の反映
- ・ 人材の確保
- ・ 推進体制等

◎＝「ライフステージ別の重要事項」から関連分野に振り分けた項目

子＝「南風原町子ども子育て支援事業計画」に掲げている

### 町のこども計画案骨子案

#### 1. こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり

- (1) こども・若者が権利の主体であることの理解促進と普及啓発
- (2) こども・若者の参画機会の提供

#### 2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

- (1) こどもの体験機会の創出
- (2) 遊び場や学びの機会の確保

#### 3. こどもの成長段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実

- (1) 幼児期の教育・保育内容の充実 子◎
- (2) 児童・生徒への教育の充実 ◎
- (3) こども・若者の居場所づくり 子◎

#### 4. 若者世代が安心して暮らせる環境づくり

- (1) 教育を受けるための経済的支援 ◎
- (2) 若者への相談支援や地域で暮らし続けるための生活支援の充実 ◎

#### 5. 困難な状況にあるこども・若者への支援

- (1) こどもの孤立（貧困）対策の充実 子
- (2) 特別な支援が必要なこどもに対する支援の充実 子
- (3) 児童虐待防止対策の充実、社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 子◎
- (4) 不登校やいじめ防止等の支援充実 ◎
- (5) 困難な状況にある若者の相談支援 ◎

#### 6. こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

- (1) 妊娠期からの切れ目のない保健・医療等の支援充実 ◎

#### 7. 子育て家庭への支援の充実

- (1) 子育て家庭の経済的負担の軽減
- (2) 相談、情報提供の充実 子
- (3) つどい・交流機会の充実 子
- (4) ひとり親家庭への支援 子
- (5) 幼児期の教育・保育環境の整備 子
- (6) 地域子ども・子育て支援の充実 子
- (7) 共働き・子育て・ワークライフバランスの推進

### (3) 計画書案について

## 第1章 計画策定の概要

### ○計画策定の背景と趣旨

1990年の「1.57ショック」を契機に、我が国では少子化対策や子育て支援の取組が本格的に進められており、「子ども・子育て応援プラン（2004年）」や「子ども・子育て新制度（2015年）」を踏まえ、待機児童対策や地域の子育て支援など幅広い施策に取り組んできました。特に「子ども・子育て新制度」の施行後は、市町村で「子ども・子育て支援事業計画」の策定が義務化され、待機児童対策や一時預かり等の子育て支援をより計画的に推進することが求められてきました。

全国で子ども・子育て支援の充実が図られている一方で、少子化や人口減少は急速に進行しており、全国の出生数や合計特殊出生率は低下を続け、労働人口の減少や将来の経済や市場規模の低下、地域社会の担い手の減少といった将来の社会経済に大きな影響を及ぼす課題が深刻化しています。さらには、児童虐待や未成年者の自殺の増加、いじめ、不登校、こどもの貧困といった様々な課題が顕在化してきており、こどもを取り巻く状況は一層深刻になってきています。

このような状況に対応するため、国では、令和5年4月に子ども施策の司令塔となるこども家庭庁の設置と同時に、子どもに関する様々な取組を講ずる基盤となる「こども基本法」を施行し、こどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取組や政策を社会の真ん中に据えて強力に推進していくことを打ち出しました。

また、令和5年12月には「こども基本法」に基づく「こども大綱」が閣議決定され、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられました。

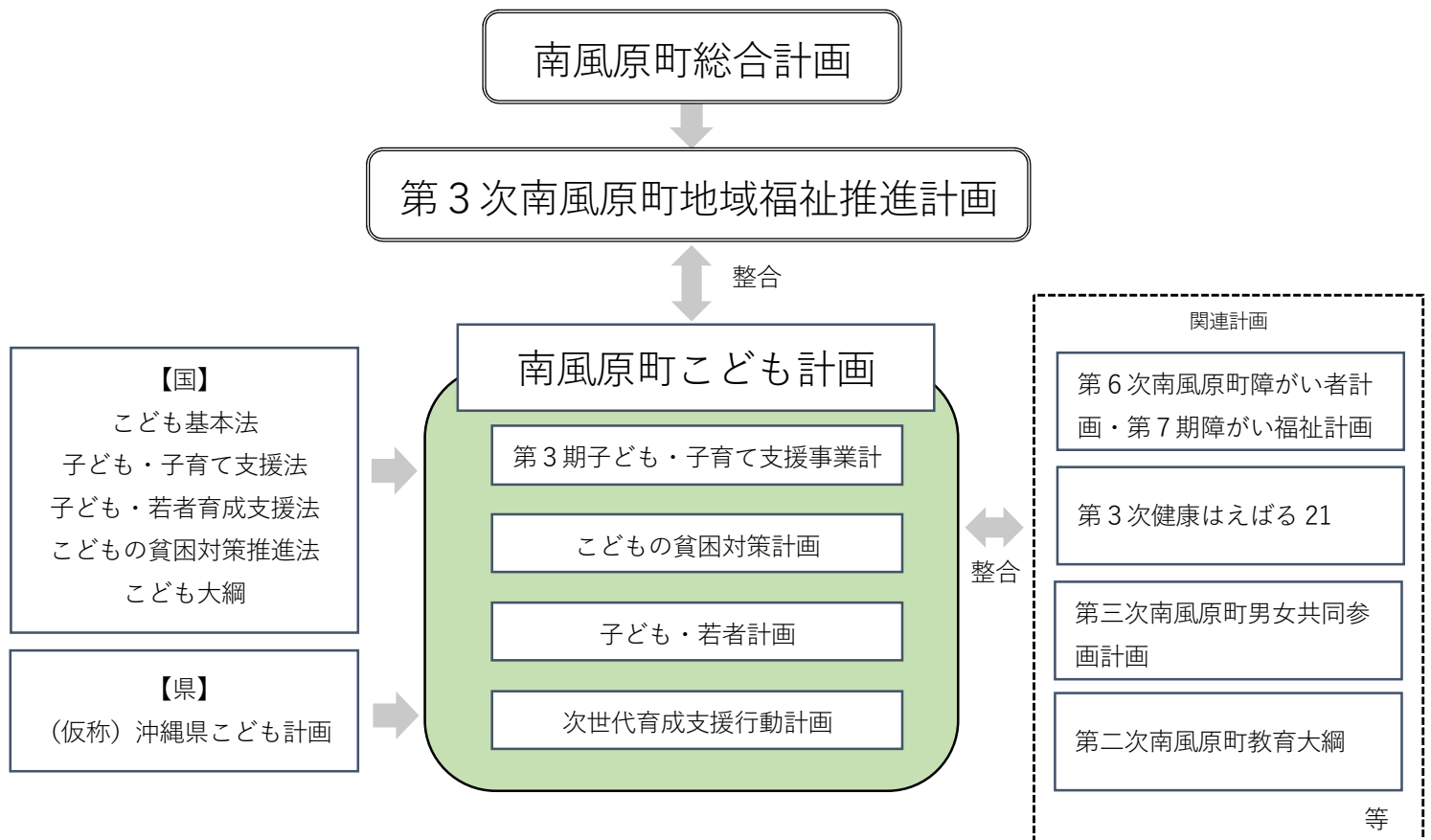
本町においても平成27年3月に「南風原町子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月には「第2期南風原町子ども・子育て支援事業計画（以下、「第2期計画」という。）を策定し、待機児童対策や地域子ども子育て支援、要保護児童対策等といった様々な子ども・子育て支援に関する施策を計画的に推進してきましたが、「こどもまんなか社会」の実現のため、従来の取組をより一層強化していくことが必要になります。

このような中、第2期計画が令和6年度で最終年度を迎えることから、社会環境の変化、当町のこどもや子育てを取り巻く現状、第2期計画の進捗状況、そして新たに施行した「こども基本法」や「こども大綱」の理念も踏まえ、こども・若者に関する施策をより効果的に展開するため、「第3期南風原町子ども・子育て支援事業計画」を包含する「（仮称）南風原町こども計画」を新たに策定します。

## ○計画の位置づけ、計画の包含について

・本計画はこども基本法第10条に基づき、こども大綱や沖縄県こども計画を勘案し作成する市町村こども計画です。また、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」及び次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、こどもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困対策計画」、子ども・若者育成支援法に基づく「子ども・若者計画」を内包しています。

・本計画は、南風原町総合計画を最上位計画、第3次南風原町地域福祉推進計画を上位計画とし、関連計画とも整合性を保ちながら、こども施策を総合的に推進する計画です。



### ○計画の期間、策定体制

本計画は、令和7年度から令和11年度までの5カ年計画です。また、ニーズや社会情勢等を見極めながら必要に応じて計画の見直しを行います。



本計画の策定にあたっては、庁内の関係課との意見交換により取り組みの調整・確認を行ったほか、有識者、地域の関係者、当事者等で構成される「南風原町子ども・子育て会議」での議論、意見を踏まえて策定しています。

## 第2章 南風原町の現状と課題

※第1回会議の資料およびアンケート結果を要約して記載予定

## 第3章 第2期計画の実施状況

※第1回会議の資料を要約して記載予定

## 第4章 こども計画の基本的な方向

### ○計画の基本理念

すべてのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自分らしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指すことが求められています。

本町でも、全てのこどもや若者の権利が尊重され、自分らしく輝くことができ、また、子育て家庭が安全安心な場で喜びを感じながらこどもを産み育てることができるまちの実現を目指し、次の理念を掲げます。

この基本理念の元で、関係機関や企業、地域の一人ひとりとの連携・協働により、こども・若者をまんなかに据えたまちづくりに取り組みます。

こども・若者が自分らしく輝くちむぐくるのまち 南風原

## ○計画の基本目標

本計画では、基本理念である「こども・若者が自分らしく輝くちむぐくのまち 南風原」の実現のため、3つの基本目標を設定します。

### 基本目標1 こども・若者の権利と育ちを守る環境づくり

こども・若者が権利の主体であることを地域全体で共有するとともに、子ども・若者自身が自らの権利についての理解を深め、意見を表明しやすい環境づくりに取り組みます。

### 基本目標2 困難な状況にあるこども・若者への支援の充実

困難な状況にあるこども・若者であっても、置かれている環境で不利益を被ることがないように、関係機関等との連携で早期発見と支援に取り組みます。

### 基本目標3 安心してこどもを産み育てるためのまちづくり

安心して妊娠、出産、子育てができるよう、質の高い教育・保育の提供や子育てサービスの充実に取り組みます。子育ての経済的負担軽減を図るとともに、子育て家庭の孤立防止に取り組みます。

## ○施策の体系

| 基本理念                              | 基本目標                  | 基本施策                                  |
|-----------------------------------|-----------------------|---------------------------------------|
| こども・若者が自分らしく輝くちむぐくるのまち<br><br>南風原 | こども・若者の権利と育ちを守る環境づくり  | 1. こども・若者の権利尊重、まちづくりに参画する機会づくり        |
|                                   |                       | (1) こども・若者が権利の主体であること<br>の理解促進と普及啓発   |
|                                   |                       | (2) こども・若者の参画機会の提供                    |
|                                   |                       | 2. 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり                |
|                                   |                       | (1) こどもの体験機会の創出                       |
|                                   |                       | (2) 遊び場や学びの機会の確保                      |
|                                   |                       | 3. こどもの成長段階に応じた学び・保育・居場所づくりの充実        |
|                                   |                       | (1) 幼児期の教育・保育内容の充実                    |
|                                   |                       | (2) 児童・生徒への教育の充実                      |
|                                   |                       | (3) こども・若者の居場所づくり                     |
|                                   | 困難な状況にあるこども・若者への支援の充実 | 4. 若者世代が安心して暮らせる環境づくり                 |
|                                   |                       | (1) 教育を受けるための経済的支援                    |
|                                   |                       | (2) 若者への相談支援や地域で暮らし続けるための生活支援の充実      |
|                                   |                       | 5. 困難な状況にあるこども・若者への支援                 |
|                                   |                       | (1) こどもの孤立（貧困）対策の充実                   |
|                                   |                       | (2) 特別な支援が必要な子どもに対する支援の充実             |
|                                   | 安心して子どもを産み育てるためのまちづくり | (3) 児童虐待防止対策の充実、社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援 |
|                                   |                       | (4) 不登校やいじめ防止等の支援充実                   |
|                                   |                       | (5) 困難な状況にある若者の相談支援                   |
|                                   |                       | 6. こどもや若者への切れ目のない保健・医療の提供             |
|                                   |                       | (1) 妊娠期からの切れ目のない保健・医療等の支援充実           |
|                                   |                       | 7. 子育て家庭への支援の充実                       |
|                                   |                       | (1) 子育て家庭の経済的負担の軽減                    |
|                                   |                       | (2) 相談、情報提供の充実                        |
|                                   |                       | (3) つどい・交流機会の充実                       |
|                                   |                       | (4) ひとり親家庭への支援                        |
|                                   |                       | (5) 幼児期の教育・保育環境の整備                    |
|                                   |                       | (6) 地域子ども・子育て支援の充実                    |
|                                   |                       | (7) 共働き・共育で・ワークライフバランスの推進             |

## 第5章 こども計画の具体的な施策

※次回会議時に審議

## 第6章 事業計画（量の見込と確保方策）

※今回の会議資料①の内容を記載予定

## 第7章 計画の推進について

※次回会議時に審議